

社会福祉法人湧別福社会理事長報酬  
に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人湧別福社会理事長（以下「理事長」という。）の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 理事長報酬は次の通りとする。

(1) 月 額 100,000 円

(報酬の支給方法)

第3条 報酬の支給日はその月の末日とする。

(委 任)

第4条 この規程に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1. この規程は平成 29 年 7 月 1 日より施行する。